

## 千葉市農業集落排水事業中長期経営計画

2021（令和3）年度～2032（令和14）年度



- 委員の御意見を踏まえた修正は赤文字
- その他、現行計画からの変更箇所は青文字

2026（令和8）年3月 改定

# 目 次

## 第1章 経営計画の概要

- 1 改定の趣旨..... 2
- 2 計画の位置付け..... 2
- 3 計画期間..... 3

## 第2章 農業集落排水事業の現状と課題

- 1 農業集落排水事業の現状..... 3
- 2 農業集落排水事業の課題..... 7

## 第3章 経営の基本方針

- 1 基本方針..... 8

## 第4章 事業の効率化等に向けた取組み

- 1 公共下水道への接続..... 9
- 2 必要な収入の確保..... 10
- 3 その他..... 10

## 第5章 投資・財政計画（2027〔令和9〕年度まで）

- 1 農集使用料の見通し..... 11
- 2 維持管理費の見通し..... 11
- 3 企業債残高、償還額等の見通し..... 12
- 4 一般会計繰入金の見通し..... 12
- 5 投資・財政計画（収支計画）..... 13

## 参考

- 用語解説..... 16

## 第1章 経営計画の概要

### 1 改定の趣旨

農業集落排水は農村の下水道ともいわれ、農業振興地域において、生活雑排水などの汚水等を処理することにより、農業用排水及び公共用水域の水質保全を図り、また、生活環境を改善する役割を担っています。本市では、1988（昭和63）年度から整備に着手し、2007（平成19）年度に10地区の整備事業が完了しました。

しかし、施設老朽化の進行により維持管理や改築更新に係る費用の増加が見込まれるほか、人口減少による農業集落排水処理施設使用料（以下「農集使用料」という。）の減少が見込まれるなど、事業環境の厳しさが増していることから、効率的な事業運営を目指し、2021（令和3）年3月に「千葉市農業集落排水事業中長期経営計画 - 2021（令和3）年度～2032（令和14）年度 -」（以下、「経営計画」という。）を策定しました。

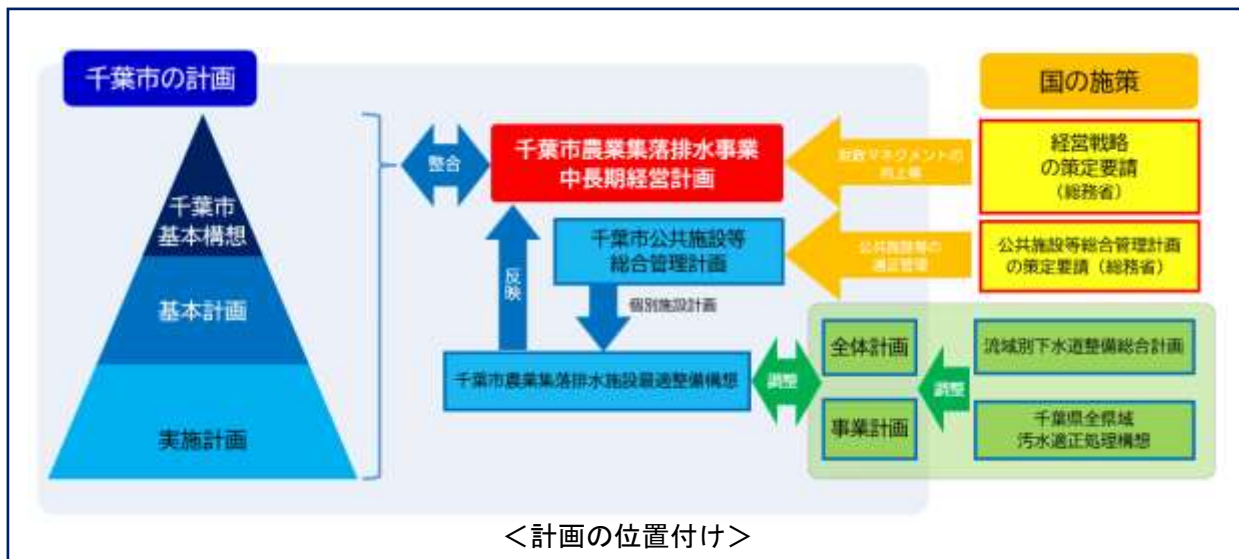
その後4年以上が経過し、経営計画で事業実施の柱の1つとした「公営企業会計の適用」が完了するなど、事業運営が新たな局面に入ったことから、経営計画の改定を行いました。

### 2 計画の位置付け

本市の総合計画は、市政の基本理念や基本目標を掲げた「千葉市基本構想」のもと、将来を見据えた中長期的な市政運営の基本指針となる「千葉市基本計画」と、新たに開始する事業や今までより拡充する事業を中心に具体的に示す計画である「実施計画」で構成されています。

一方、農業集落排水施設について、機能診断に基づき将来的な更新・維持管理の方法や時期を定めた「農業集落排水施設最適整備構想」（以下「最適整備構想」という。）を2021（令和3）年3月に策定したところです。

経営計画の策定にあたっては、千葉市基本計画等の本市総合計画との整合を図るとともに、「最適整備構想」の内容を反映させました。また、総務省は全国の公営企業に対し「経営戦略」の策定等を求めており、経営計画はこの「経営戦略」に位置づけられるものとなっています。



### 3 計画期間

計画期間は、中長期的な視点をもって事業の運営に取り組んでいく必要があるほか、市の上位計画に当たる市政運営の基本指針となる基本計画との整合を図るため、**2021（令和3）年度～2032（令和14）年度の12年間**としています。

しかし、投資・財政計画（収支計画）については、策定後の社会情勢の変化により経営見通しが著しく不透明になっていることに加え、今後、公共下水道への接続により下水道使用料と同一の使用料体系を採用する地区が増え、下水道事業中長期経営計画との関係性が高まることから、同計画の収支計画期間に合わせ**2027（令和9）年度までとし、2028（令和10）年度以降については改めて検討することとします。**

## 第2章 農業集落排水事業の現状と課題

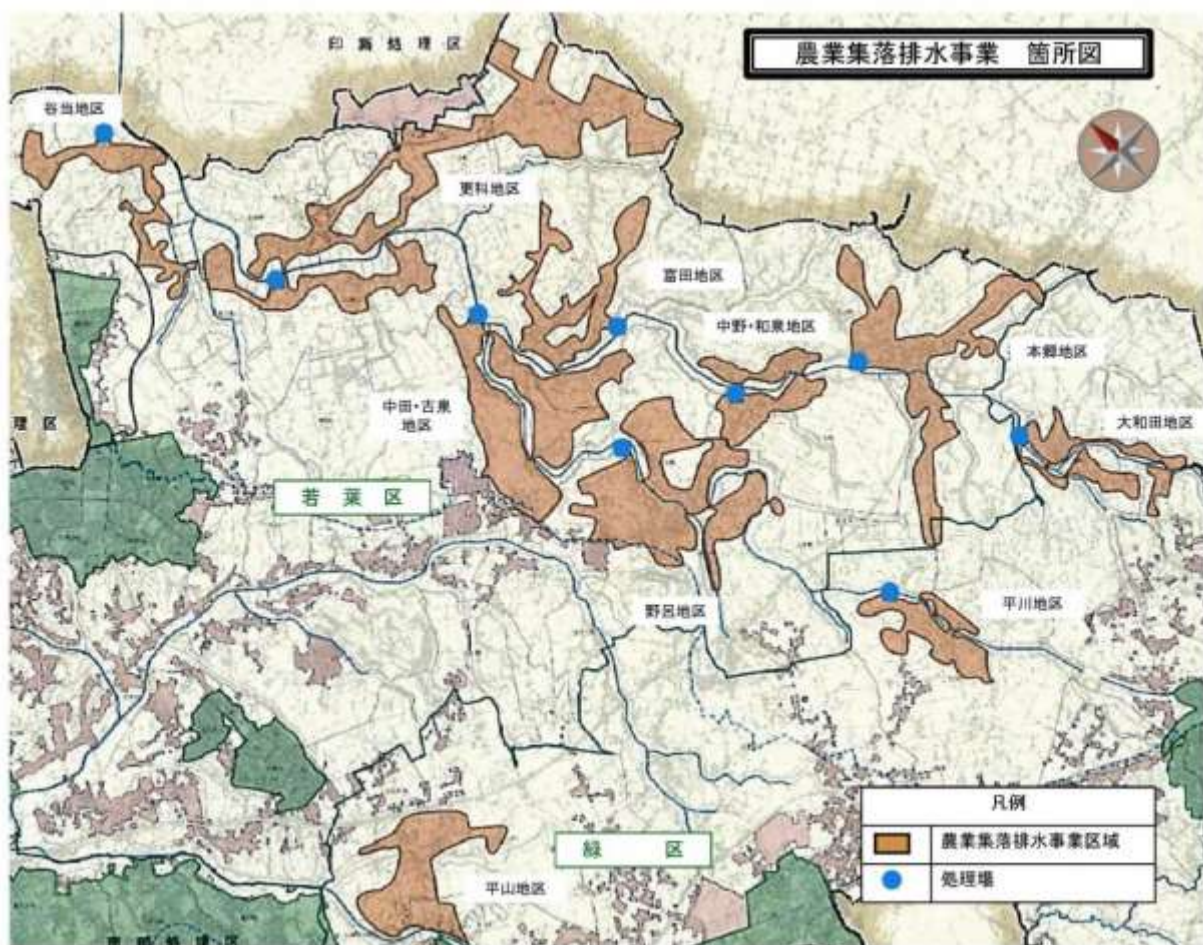
### 1 農業集落排水事業の現状

緑区上大和田町・下大和田町、若葉区中野町・且谷町など緑区・若葉区の一部において、大和田地区、平川地区、本郷地区、野呂地区、中野・和泉地区、中田・古泉地区、谷当地区、富田地区、平山地区、更科地区の合計10地区（処理区）で供用を開始しています。

整備事業が完了したことで、農業用排水の水質保全、農村環境が改善されるとともに、河川



（鹿島川）・湖沼（印旛沼）などの公共用水域の水質保全につながっています。



(1) 接続人口及び処理区域面積

(2025 [令和7] 年12月末時点)

	接続人口 (人)	処理区域面積 (ha)	1ha 当たり接続人口 (人)
農業集落排水事業	5,283	375	14.1
(参考) 下水道事業	958,277	12,376	77.4

(2) 地区の概要

(2025 [令和7] 年12月末時点)

No.	処理区	対象地区	供用開始年月日	接続人口
1	大和田地区	上大和田町、下大和田町	(平成 4) 年 6 月 1 日	292 人
2	平川地区	平川町	(平成 7) 年 10 月 1 日	233 人
3	本郷地区	中野町	(平成 9) 年 10 月 1 日	751 人
4	野呂地区	野呂町	(平成 10) 年 10 月 1 日	1,162 人
5	中野・和泉地区	中野町、和泉町	(平成 14) 年 7 月 1 日	307 人
6	中田・古泉地区	中田町、古泉町	(平成 14) 年 7 月 1 日	600 人
7	谷当地区	下田町、谷当町、旦谷町	(平成 16) 年 7 月 1 日	254 人
8	富田地区	富田町	(平成 17) 年 7 月 1 日	285 人
9	更科地区	小間子町、上泉町、下泉町、 更科町、大井戸町	(平成 19) 年 7 月 1 日	1,050 人
10	平山地区	平山町、辺田町	(平成 16) 年 4 月 1 日	349 人
			合計	5,283 人

(3) 施設の概要

(2026〔令和8〕年3月末時点)

処理場	管路延長	中継ポンプ場
8施設	124.6km	140箇所

※平山地区及び野呂地区を除く8地区に汚水処理場が整備されており、汚水を処理した後、鹿島川へ放流しています。また、平山地区及び野呂地区は公共下水道に接続しており、南部浄化センターで汚水処理しています(平山地区は平成16年度の供用開始時から接続済み。野呂地区は令和7年度に接続済み。)

(4) 組織

(2025〔令和7〕年12月末時点)

建設局下水道企画部・下水道施設部で業務を行っています。

農業集落排水事業は少人数で業務を行っていることから、災害発生時は公共下水道事業部門と連携し対応にあたります。

事務職員	技術職員	計※
2名	1名	3名

※公共下水道事業との兼務職員を除く。

(5) 地方公営企業法の適用

本事業には、2024(令和6)年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用しています。

(6) 財務状況

令和6年度「千葉市農業集落排水事業決算書」は、千葉市ホームページで公開しています。

千葉市農業集落排水 令和6年度決算書

検索

ア 損益計算書(2024〔令和6〕年度)

単位：百万円

営業収益	77	(うち、農集使用料55)
営業費用	515	(うち、減価償却費381)
<b>営業利益</b>	<b>△438</b>	
営業外収益	506	(うち、一般会計補助金125、長期前受金戻入381)
営業外費用	45	
<b>経常利益</b>	<b>23</b>	
特別利益	1	
特別損失	24	
<b>当年度純利益</b>	<b>0</b>	

公営企業は独立採算を原則としていますが、主として市街地における下水を排除する公共下水道に比べ、本市の農業集落排水事業は人口密度が低い農村地域を対象とし、採算性が低いことから、収入の不足額を一般会計補助金で賄っている状況です。

## イ 貸借対照表（2024〔令和6〕年度）

単位：百万円

資産		8,165
固定資産		7,965
流動資産		200
負債		7,985
固定負債		1,881
流動負債		358
繰延収益		5,746
資本		180
剰余金		180

平成19年度に整備事業を完了し、同年度に地方債残高はピークを迎えましたが、その後一貫して減少しています。一方で、供用開始からの年数が本市下水道事業と比較して浅く、減価償却が本市下水道事業ほど進んでいないことから、固定負債及び流動負債に比べ、繰延収益の比重が大きくなっています。

## ウ 経営指標（2024〔令和6〕年度）

単位：%

	経常収支比率	経費回収率	有形固定資産 減価償却率	管渠老朽化率
農業集落排水事業	104.11	14.97	4.76	0
（参考）下水道事業	102.18	105.38	48.22	11.93

経営の健全性を示す経常収支比率は、健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、事業に必要な費用を使用料収入で賄っている状況とされる100%を大きく下回っています。これは、収入の不足額を一般会計補助金で賄っていることによるものです。

一方、有形固定資産減価償却率及び管渠老朽化率は、いずれも本市下水道事業より低くなっています。これは、本事業の施設は平成4年度以降に供用開始されたものであり、特に管渠については耐用年数が50年となっていることから、固定資産の老朽化度合いに係る指標が本市下水道事業に比べ低くなっているものです。ただし、供用開始から30年以上が経過し、特に処理場・ポンプ場については老朽化が進行していることから、計画的な修繕と更新を行っており、今後もこれを継続してきます。

## 【参考】

・経常収支比率＝（経常収益／経常費用）×100

・経費回収率＝（下水道・農集使用料／污水处理費※）×100

〔※「污水处理費」とは、污水处理に要する経費のうち、使用料収入を充当すべきものを指す。〕

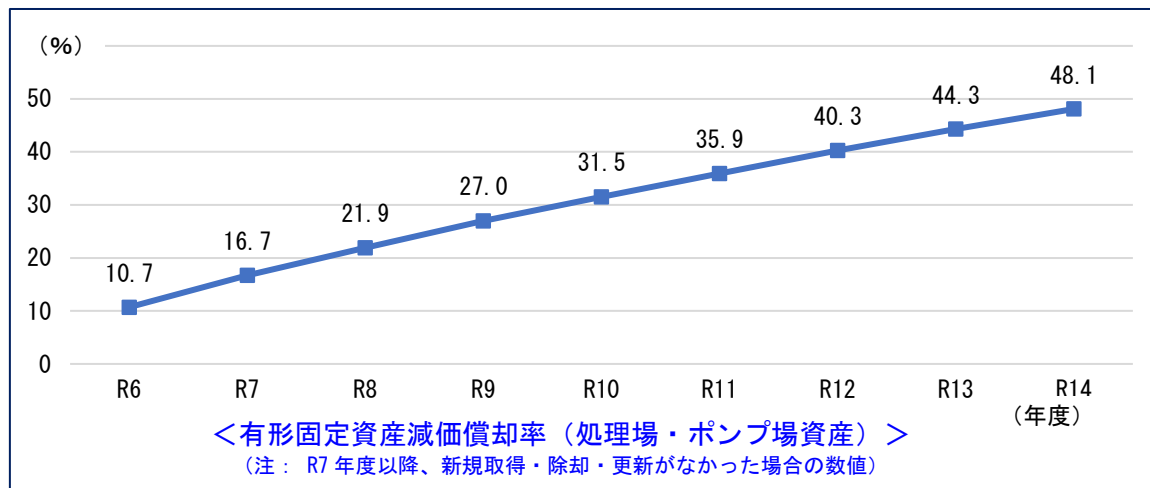
・有形固定資産減価償却率＝（有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価）×100

・管渠老朽化率＝（法定耐用年数を超過した管渠延長／下水道布設延長）×100

## 2 農業集落排水事業の課題

### (1) 老朽化施設の増加

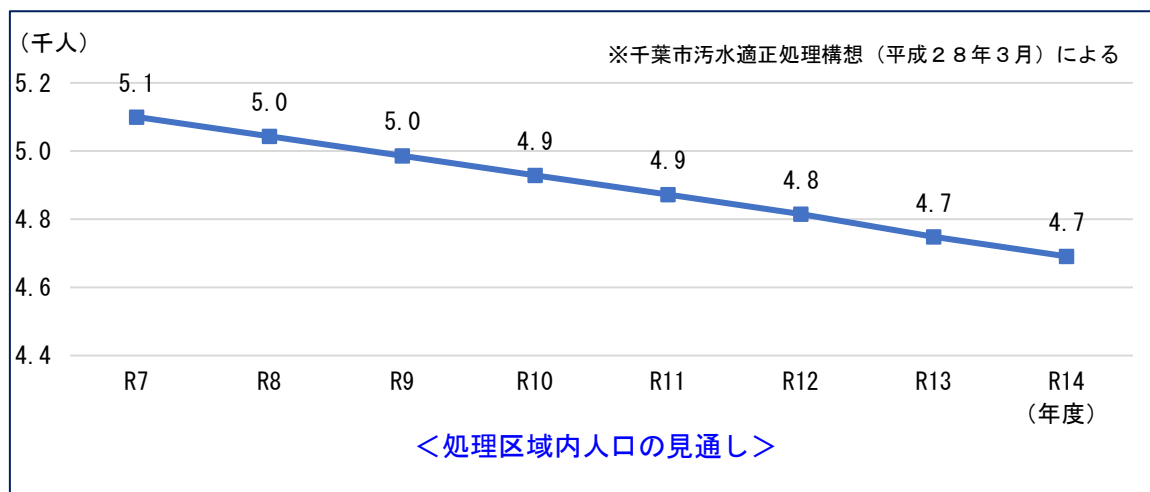
農業集落排水施設は供用開始から30年以上が経過し、処理場・ポンプ場については老朽化が進行しており、機能診断を行った結果、「最適整備構想」に基づき計画的な修繕と更新を行っていく必要があります。



一方、管路については機能診断の結果、管渠・マンホールに大きな問題はなく、当面、改築更新工事を行うまでの状態ではありません。

### (2) 使用料収入の減少等

本市の農業集落排水事業は人口密度が低い農村地域を対象としており、処理区域面積に比して接続人口が少ないことから、経費回収率は、事業に必要な費用を使用料収入で賄えている状況とされる100%を大きく下回る14.97%（2024〔令和6〕年度）となっています（既述）。今後、人口減少がさらに進み、農集使用料のさらなる減少が見込まれることから、より効率的な事業運営が求められます。



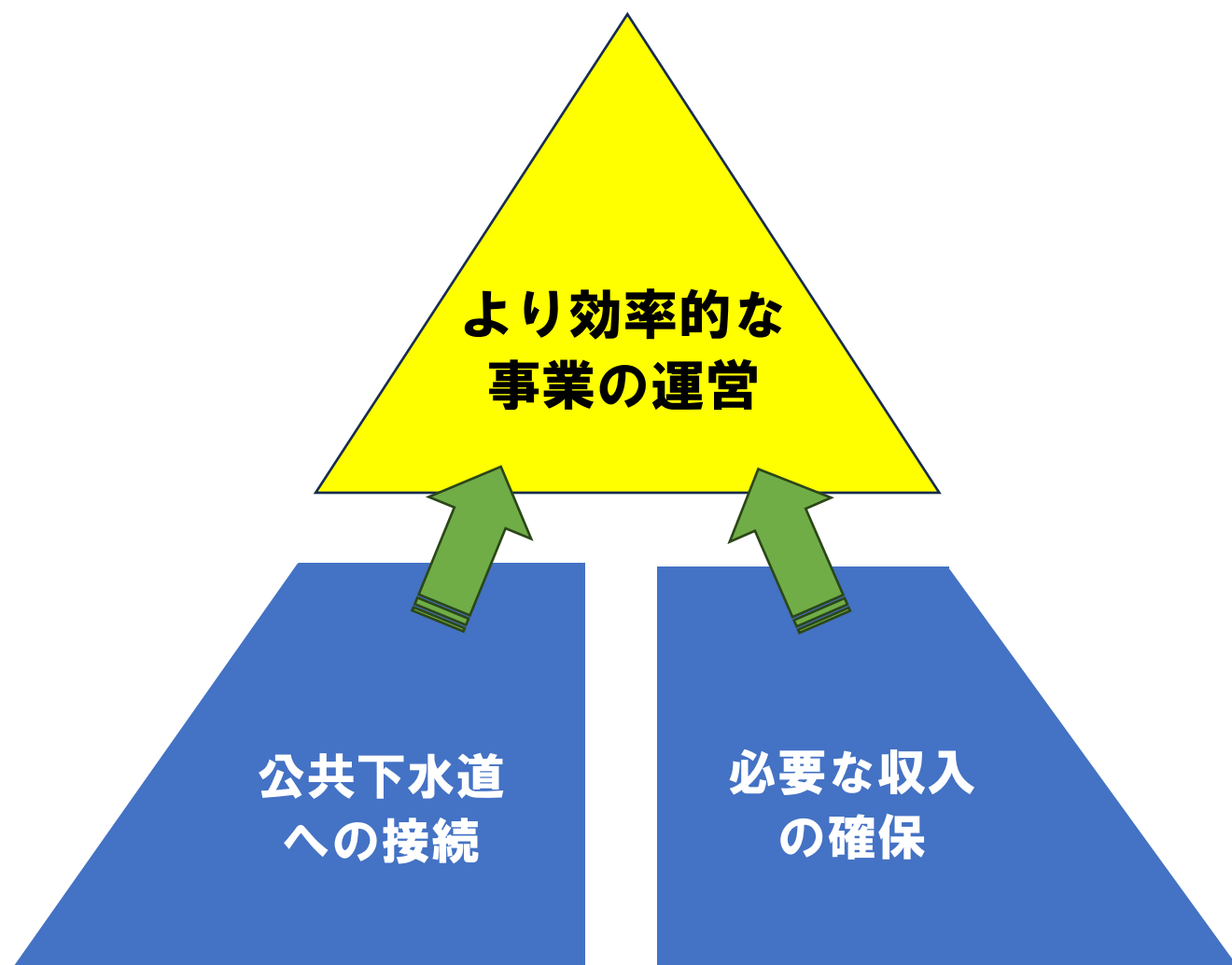
## 第3章 経営の基本方針

### 1 基本方針

農業集落排水事業については、老朽化する施設の維持管理費や改築更新費用の増加、人口減少による農集使用料の減少が見込まれるなど、事業を取り巻く環境は厳しさを増していますが、引き続き農業集落の衛生的な生活環境の維持と公共用水域の水質保全を行わなければなりません。

このため、より効率的な運営を目指していくことを基本方針とし、以下の2項目を柱に事業を実施していきます。

- (1) 公共下水道への接続      (2) 必要な収入の確保



## 第4章 事業の効率化等に向けた取組み

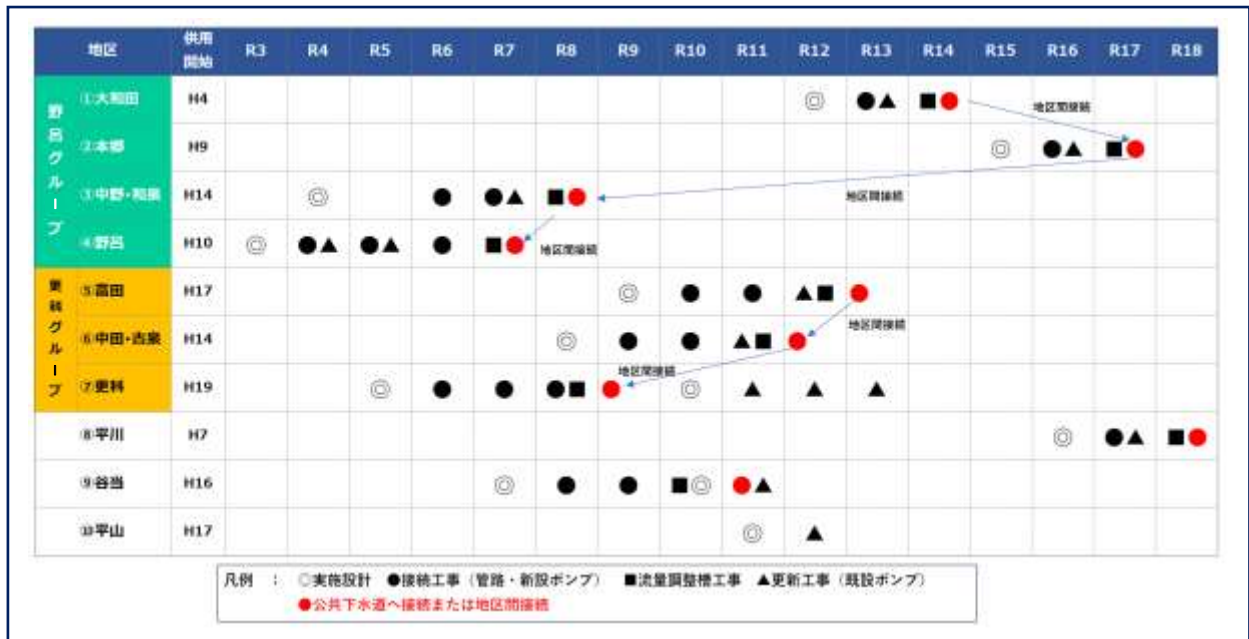
### 1 公共下水道への接続

農業集落排水施設は、供用開始から30年以上が経過し、一部の施設で耐用年数を超えているなど、老朽化が進行していることから、順次、汚水処理場を改築更新する時期を迎えています。

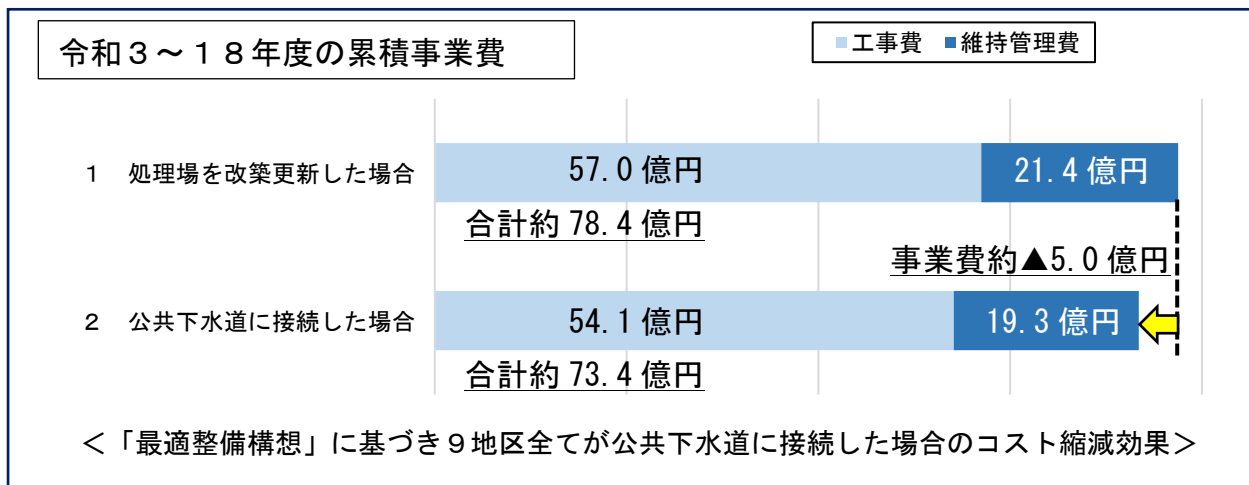
一方で、接続人口及び汚水量は将来的な減少が予測されているため、既存の処理場を改築更新するだけでなく、現在ある10地区の統廃合による再編なども含め検討する必要があります。

このため、「最適整備構想」の中では、各地区にある処理場を廃止し、平山地区を除いた9地区を4地区に再編・統合して公共下水道への接続により処理機能を確保することで、維持管理を含めた事業費の縮減を図り、持続的な汚水処理システムを構築することとしています。

再編にあたっては、公共下水道への接続工事が集中する令和4年度から11年度にかけて、工事費を年間約4億円に平準化しています。また、初期に供用開始した大和田、本郷、平川の各地区は、再編事業開始前に処理場施設の更新を行っていることから、更新機器類の最長の耐用年数である15年を経ってから公共下水道に接続することとなるよう、スケジュールを組んでいます。



<農業集落排水事業再編スケジュール表>



## 2 必要な収入の確保

### (1) 農集使用料

滞納者に督促等の徴収対策を行うとともに、未接続世帯に対し接続指導を行い接続戸数の増加を図ることで、収入の確保に努めていきます。

なお、使用料改定については、公共下水道への接続が済み下水道使用料の料金体系へ移行した地区において、下水道使用料の改定に合わせて行っていきます。また、移行前の地区においては、下水道使用料改定の都度、改定の検討を行うこととします。

	R2	R3	R4	R5	R6
収納率	89.6%	89.4%	91.3%	93.4%	94.2%
接続率	90.0%	90.3%	90.4%	90.7%	91.2%

＜農集使用料収納率・接続率＞

### (2) 国・県補助金と企業債

施設の再編を行う際は、国・県補助金を積極的に活用することを見込んでいますが、補助金で足りない分は企業債を充当します。なお、公共下水道への接続工事が集中する期間の工事費を平準化することで、企業債の返済が後年度一部の期間に集中しないようにします。

## 3 その他

### (1) DX・GXの取組み

DX（デジタルトランスフォーメーション）の一環として施設の遠隔監視を行っていますが、事業の効率化等を推進するため、さらなる取組みを検討していきます。

また、本市の下水道終末処理場である南部浄化センターは、国土交通省が実施する「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に登録され、積極的に省エネ技術等の導入を図っているところですが、農業集落排水の処理場を廃止し、同センターに汚水処理を委ねることで、全市的なGX（グリーントランスフォーメーション）の取組みを進めます。

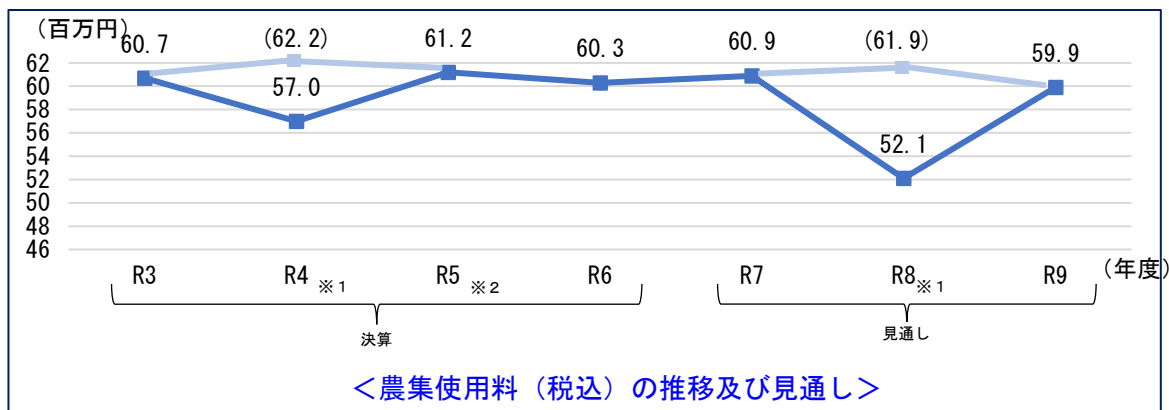
### (2) 事業のあり方についての検討

漸次、公共下水道への接続により使用料体系も同じとなるため、農業集落排水事業のあり方について検討する必要があります。今後、計画期間中に、公共下水道事業への編入も含めた検討を行います。

## 第5章 投資・財政計画（2027〔令和9〕年度まで）

### 1 農集使用料の見通し

接続人口の減少により、農集使用料は減少していく見通しです。加えて、令和7年度以降、公共下水道への接続により下水道使用料の料金体系に移行する地区が増えていきますが、下水道使用料は農集使用料と比べ、一般的な家庭における世帯当たりの料金が低く設定されており、このことが農集使用料の減少につながる見通しです。



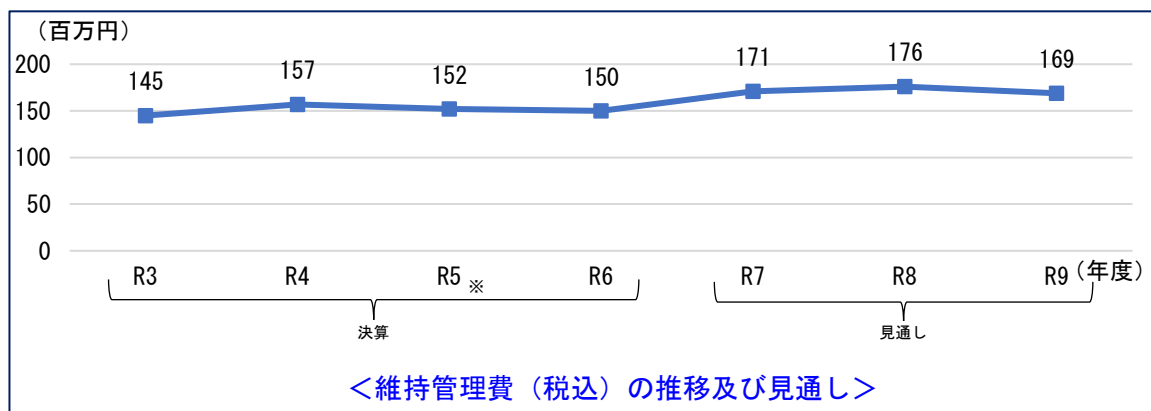
※1 令和4年度は、物価高騰による市民の負担軽減等を目的に実施した使用料特別減免などにより減少した。令和8年度も使用料特別減免を実施するため、減少する見込みである（いずれの特別減免も、下水道事業とともに、国の交付金を受けて実施するもの）。なお、特別減免を実施しなかった場合の農集使用料見込額を括弧書きで示した。

※2 令和5年度は、令和6年度からの企業会計移行に伴い、令和6年3月末をもって打切決算を行っている（打切決算による農集使用料は52.2百万円）。本表では、例年ベースに近い数値として、「令和6年5月末までの現年度調定収納額」と「令和6年3月末までの過年度調定収納額」の合計額を掲載している。

### 2 維持管理費の見通し

維持管理費は概ね横ばいで推移してきましたが、施設の老朽化に加え、労務単価や物価の上昇などにより、やや上昇する見通しです。

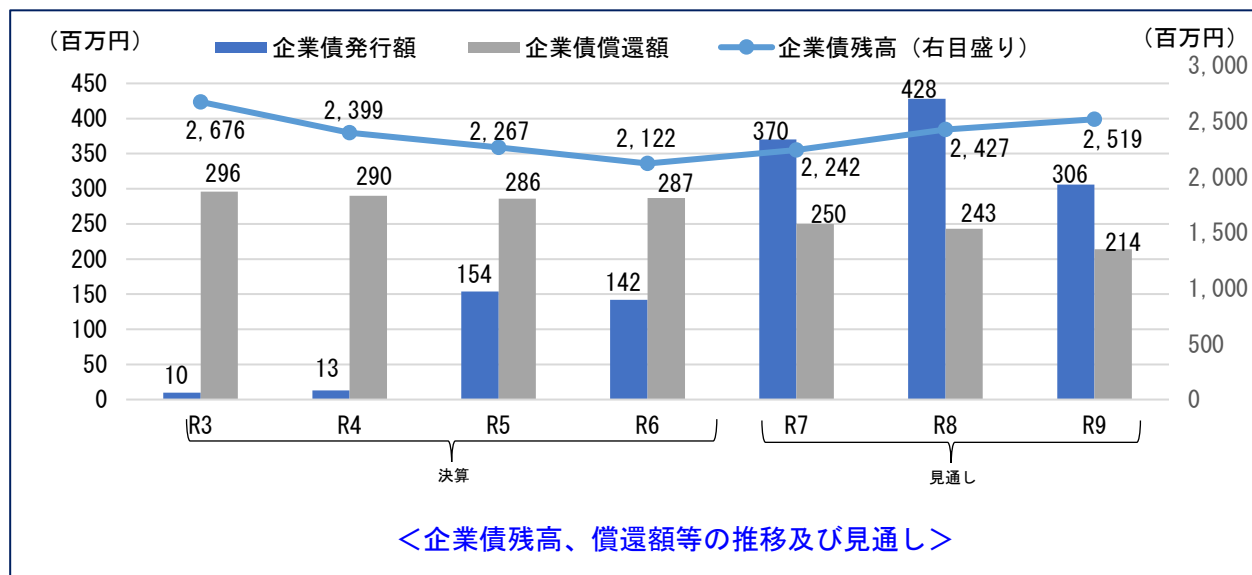
なお、今後、公共下水道への接続を進め各地区の処理場を廃止することで、維持管理費の長期的な低減を図っていきます。



※ 令和5年度は、令和6年度からの企業会計移行に伴い、令和6年3月末をもって打切決算を行っている。本表では、例年ベースに近い数値として、未払金を加算した額を掲載している。

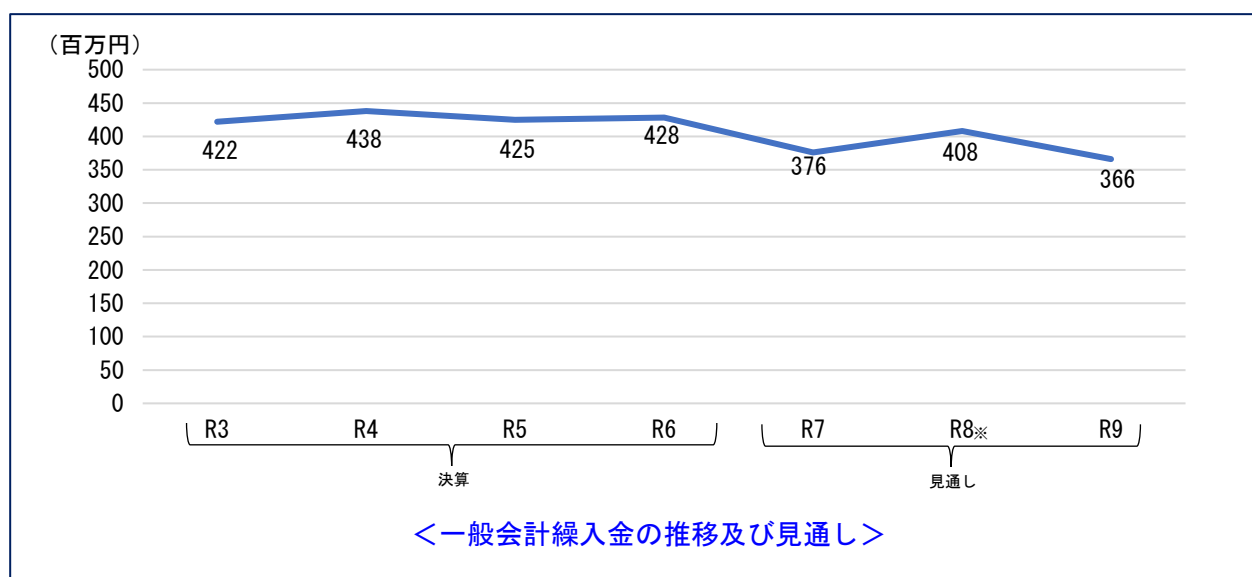
### 3 企業債残高、償還額等の見通し

企業債の残高は、10地区の整備事業が完了した平成19年度をピークに減少を続けてきましたが、公共下水道への接続工事等による建設改良費の増加により発行額が増えたことから、令和7年度から増加に転じています。償還額は、現在は減少傾向にありますが、将来的には増加が見込まれます。



### 4 一般会計繰入金の見通し

令和6年度まではほぼ横ばいで推移してきており、その後、8年度に使用料特別減免に係る繰入れにより一時的な上昇があるものの、それを除けば、9年度まではほぼ横ばいで推移する見通しです。なお、それ以降については、公共下水道接続によるコスト縮減効果により、減少が見込まれます。



※ 令和8年度は、使用料特別減免に係る一般会計繰入金（使用料減免による減収分の補填等のため、国の重点支援地方交付金を財源として繰り入れるもの）11百万円を含む。

5 投資・財政計画（収支計画）

■収益的収支

（単位：千円、％）

区分		年度	2024 令和6年度 決算(参考)	2025 令和7年度 決算見込	2026 令和8年度	2027 令和9年度	
収益的 収入	1 営業収益 (A)		77,203	75,872	80,552	85,827	
	(1) 農業集落排水処理施設使用料		54,875	55,407	47,344	54,446	
	(2) 受託工事収益 (B)		0	0	0	0	
	(3) その他		22,328	20,465	33,208	31,381	
	2 営業外収益		506,187	429,568	456,281	424,107	
	(1) 補助金		125,017	125,021	149,614	132,737	
	他会計補助金		125,017	125,021	149,614	132,737	
	(2) 長期前受金戻入		381,148	304,509	306,629	291,370	
	(3) その他		22	38	38	0	
	収入計 (C)		583,390	505,440	536,833	509,934	
	収益的 支出	1 営業費用		515,053	463,253	472,050	449,074
		(1) 職員給与費		14,007	35,974	41,513	42,545
		基本給		5,774	8,871	10,521	10,784
		退職給付費		0	16,363	17,191	17,621
		その他		8,233	10,740	13,801	14,140
		(2) 経費		119,898	122,770	123,908	115,159
		修繕費		13,771	17,273	14,727	17,273
		その他		106,127	105,497	109,181	97,886
		(3) 減価償却費		381,148	304,509	306,629	291,370
2 営業外費用			45,329	42,169	64,765	60,860	
(1) 支払利息			37,250	34,150	55,887	52,302	
(2) その他		8,079	8,019	8,878	8,558		
支出計 (D)		560,382	505,422	536,815	509,934		
経常損益 (C)-(D) (E)		23,008	18	18	0		
特別利益 (F)		1,349	0	0	0		
特別損失 (G)		24,357	18	18	0		
特別損益 (F)-(G) (H)		△23,008	△18	△18	0		
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)		0	0	0	0		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		0	0	0	0		
流動資産 (J)		199,542	288,948	276,794	252,985		
うち未収金		74,954	73,895	62,581	67,404		
流動負債 (K)		357,937	415,684	375,110	329,172		
うち建設改良費分		248,661	239,607	211,183	189,048		
うち一時借入金		0	0	0	0		
うち未払金		83,939	173,345	161,191	137,382		
累積欠損金比率 ((I)/(A)-(B))×100		0	0	0	0		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(L)		0	0	0	0		
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		77,203	75,872	80,552	85,827		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M))×100		0	0	0	0		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		0	0	0	0		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)		0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		77,203	75,872	80,552	85,827		
健全化法第22条により算定した資金不足比率((N)/(P))×100		0	0	0	0		

令和6年度「千葉市農業集落排水事業決算書」は、千葉市ホームページで公開しています。

千葉市農業集落排水 令和6年度決算書

検索



■資本的収支

(単位：千円)

区分		年度	2024 令和6年度 決算(参考)	2025 令和7年度 決算見込	2026 令和8年度	2027 令和9年度
資本的収支	資本的収入	1 企業債	142,100	370,300	427,700	306,000
		うち資本費平準化債	0	0	0	0
		2 他会計出資金	0	0	0	0
		3 他会計補助金	302,924	228,870	224,024	200,471
		4 他会計負担金	1,250	1,250	1,250	1,250
		5 国(都道府県)補助金	63,050	156,539	129,100	138,800
		6 固定資産売却代金	0	0	0	0
		7 工事負担金	280	28,770	125	180
		8 その他	0	0	0	0
		計 (A)	509,604	785,729	782,199	646,701
	(A)のうち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (B)	64,982	0	0	0	
	純計 (A)-(B) (C)	444,622	785,729	782,199	646,701	
	資本的支出	1 建設改良費	157,594	620,710	558,000	445,000
		うち職員給与費	0	0	0	0
		2 企業債償還金	287,420	250,287	242,339	213,919
3 その他		0	0	0	0	
計 (D)	445,014	870,997	800,339	658,919		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(D)-(C) (E)			0	85,268	18,140	12,218
補填財源	1 損益勘定留保資金	0	0	0	0	
	2 利益剰余金処分額	0	0	0	0	
	3 その他	0	85,268	18,140	12,218	
	計 (F)	0	85,268	18,140	12,218	
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)			0	0	0	0
企業債残高 (H)			2,121,883	2,241,896	2,427,257	2,519,338

○他会計繰入金

(単位：千円)

区分		年度	2024 令和6年度 決算(参考)	2025 令和7年度 決算見込	2026 令和8年度	2027 令和9年度
収益的収支分			147,345	145,486	182,822	164,118
	うち基準内繰入金		22,328	20,465	33,208	31,381
	うち基準外繰入金		125,017	125,021	149,614	132,737
資本的収支分			304,174	230,120	225,274	201,721
	うち基準内繰入金		1,250	1,250	1,250	1,250
	うち基準外繰入金		302,924	228,870	224,024	200,471
合計			451,519	375,606	408,096	365,839

○汚水処理原価

(単位：円/m<sup>3</sup>)

区分		年度	2024 令和6年度 決算(参考)	2025 令和7年度 決算見込	2026 令和8年度	2027 令和9年度
汚水処理原価			669.9	640.8	679.9	640.3
	うち維持管理費		259.5	304.9	319.6	304.0
	うち資本費		410.4	335.9	360.3	336.3

■資金収支

(単位：千円)

区分		年度	2024	2025	2026	2027
			令和6年度 決算(参考)	令和7年度 決算見込	令和8年度	令和9年度
資金収支	収入	1 農業集落排水処理施設使用料	60,362	60,948	52,079	59,890
		2 一般会計繰入金	451,519	375,606	408,096	365,839
		3 企業債	142,100	370,300	427,700	306,000
		4 国(都道府県)補助金	63,050	156,539	129,100	138,800
		5 その他	302	29,042	497	380
		6 消費税還付額	0	17,019	13,701	19,457
		収入計 (A)	717,333	1,009,454	1,031,173	890,366
	支出	1 維持管理費	145,752	170,888	177,567	169,262
		2 資本費	324,670	284,437	298,312	266,221
		(1)企業債償還金	287,420	250,287	242,339	213,919
		(2)支払利息等	37,250	34,150	55,973	52,302
		3 特別損失	13,224	20	20	0
		4 建設改良費	157,594	620,710	558,000	445,000
		5 その他	16,991	5	5	0
6 消費税納税額	3,812	0	0	0		
支出計 (B)	662,043	1,076,060	1,033,904	880,483		
資金収支 (A)-(B)			55,290	△66,606	△2,731	9,883
資金残高			91,891	25,285	22,554	32,437

## 参考 用語解説

### い

#### ▶一般会計（いっばんかいけい）

市税を主な収入源として、行政運営の基本的な経費や事務事業を執行するための事業費を計上して経理する会計。

### お

#### ▶汚水（おすい）

一般家庭や事業所、工場から排出される汚濁した水。

#### ▶汚水処理原価（おすいしよりげんか）

有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理費のこと。

#### ▶汚水処理費（おすいしよりひ）

汚水処理に要する経費のうち、使用料収入を充当すべきもの。

#### ▶汚水適正処理構想（おすいてきせいしよりこうそう）

汚水処理施設の整備を効率的かつ効果的に進めていくために、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備区域・整備目標を定め、地域の特性に合わせた最適な整備手法を選定するもので、将来の汚水処理施設整備の基本方針となるもの。

### か

#### ▶改築（かいちく）

更新又は長寿命化対策により、所定の耐用年数を新たに確保するもので、更新とは、改築のうち既存の施設を新たに置き換えること。長寿命化対策とは、改築のうち、既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすること。

#### ▶管渠老朽化率（かんきょろうきゅうかりつ）

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示す。「法定耐用年数を超過した管渠延長／下水道布設延長）×100」で算出する。

### き

#### ▶企業債（きぎょうさい）

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良に要する資金にあてるために起こす地方債をいう。

く

▶国・県補助金（くに・けんほじょきん）

特定の施策を奨励するため、あるいは財政を援助するために国又は県が地方公共団体に交付する金のこと。

▶繰延収益（くりのべしゅうえき）

→「長期前受金」参照

け

▶経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）

当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。「(経常収益／経常費用) ×100」で算出する。

▶経費回収率（けいひかいしゅうりつ）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標。「(下水道使用料／汚水処理費) ×100」で算出する。

▶減価償却費（げんかしょうきやくひ）

固定資産の経年的価値の減少額を、毎事業年度の費用として配分したもの。

こ

▶公営企業（こうえいきぎょう）

地方公共団体が設置し、経営する企業をいう。一般行政事務に要する経費が租税によって賄われるのに対し、公営企業の運営に要する経費は料金収入によって賄われる。

▶公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）

水道事業や病院事業など地方公共団体が経営する事業に係る会計であり、これらの会計には、地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用し、民間企業に準じた経理を行うもの。

▶公共下水道（こうきょうげすいどう）

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

▶公共用水域（こうきょうようすいき）

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のこと。ただし、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道のうちで、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）は除外される。

## し

## ▶資本的収支（しほんてきしゅうし）

営業活動以外の施設の建設などの資産の形成に伴う収入と支出のこと。農業集落排水事業では主に、国・県補助金、企業債が資本的収入に、建設改良費、企業債償還金が資本的支出に該当する。

## ▶収益的収支（しゅうえきてきしゅうし）

営業活動（維持管理等事業の運営活動）に伴う収入と支出のこと。農業集落排水事業では主に、農集使用料、一般会計繰入金が収益的収入に、維持管理費、減価償却費、企業債利息が収益的支出に該当する。

## ▶終末処理場（しゅうまつしよりじょう）

下水を最終的に処理して公共用水域又は海域に放流するために設けられる施設。

## ▶処理区域（しよりくいき）

下水道や農業集落排水が整備され、トイレの汚水や台所・ふろ場などの生活排水を処理場で処理できるようになった区域。

## ▶処理区域内人口（しよりくいきないじんこう）

下水道や農業集落排水が整備されている区域に居住している人口。

## ち

## ▶地方公営企業法（ちほうこうえいきぎょうほう）

企業としての経済性を発揮できるように定められた公営企業に係る財務、組織、人事等に関する地方自治法等の特別法。

## ▶長期前受金（ちようきまえうけきん）

減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるために国・県補助金や一般会計繰入金等の交付を受けた場合に、その金額を貸借対照表貸方の「繰延収益」の項目に計上するもの。これらの交付により取得し又は改良した固定資産の減価償却、除却又は減損処理を行う際に、償却見合い分を順次収益化し損益計算書に計上することにより、減価償却費等をどのような財源で賄ったかを明確にしていくためのものである。なお、この収益化額は、損益計算書上で「長期前受金戻入<sup>れいにゅう</sup>」として表示される。

## ほ

## ▶ポンプ場（ぼんぷじょう）

自然流下で処理場に導けない区域の汚水の処理場への中継や、地盤の低い地域で、自然流下によって水路や河川に排水できない雨水を放流水域に揚水して排水するための施設。

**ゆ**

▶有形固定資産減価償却率（ゆうけいこていしさんげんかしょうきゃくりつ）

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示す。「(有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100」で算出する。

▶有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

処理場で処理した全汚水量のうち、使用料徴収の対象となる水量。

**り**

▶流域下水道（りゅういきげすいどう）

二つ以上の市町村の公共下水道から流れてくる下水を、広域的かつ効率的に排除、処理を目的としたもの。幹線管渠と終末処理の再生センターの基幹施設からなり、都道府県が設置、管理している。

## 千葉県農業集落排水事業中長期経営計画（改定版）

発行：令和8年3月

編集：千葉県建設局下水道企画部下水道経営課  
〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号  
T E L : 043-245-5405  
F A X : 043-245-5563  
Eメール：keiei.COP@city.chiba.lg.jp